

告 示

埼玉県熊谷建築安全センター所長告示第九号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定により、道路の位置の指定を次のとおり行った。

平成二十九年八月十四日

埼玉県熊谷建築安全センター所長 大谷 茂

第一号	指定番号
第一項第五号	指定に係る道路の種類
第四十二条	指定の年月日
建築基準法	指定に係る道路の位置
平成二十九年八月四日	指定に係る道路の延長 (単位メートル)
埼玉県児玉郡上里町大字神保原町四百四番九、四百五番四、四百五番四地先水路、四百四番九地先道路、四百五番四地先道路	指定に係る道路の幅員 (単位メートル)
五十八・八〇	
六・〇五	